

一般社団法人 日本熱電学会 個人情報保護規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本熱電学会（以下「本会」という。）定款第63条の規定に基づき、本会が業務上取り扱う個人情報の適正な保護と管理に関する事項を定め、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）第2条 本規則において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に定める個人情報をいう。なお、本会においては、物故会員に関する情報についても、個人情報に準じて適正に取り扱うものとする。

2 本会が取り扱う個人情報の主な項目は、運営規則第4条に定める以下の事項とする。

- 氏名（法人・団体の場合は代表者氏名）
- 住所
- 電話番号
- 電子メールアドレス
- 所属機関名称（学生にあつては所属教育機関、学年、卒業予定等）
- 専門内容
- 会員種別

(適用範囲)

第3条 本規則は、本会の役員、評議員、委員会委員、事務局員（委託業者を含む）、その他本会の業務に従事する者、および第7条に基づき会員名簿を閲覧・利用する会員に適用する。

第2章 個人情報の取得および利用

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的を特定し、本会の正当な事業の範囲内で利用する。

2 個人情報の利用目的は以下のとおりとする。

- 入退会手続、会費請求、会員名簿管理、役員・評議員等選挙の実施等の会員管理業務
- 会誌・論文誌等の刊行物の発送
- 学術講演会、研究会、交流会等の開催案内および運営管理
- 学会賞、論文賞等の顕彰事業における選考および授与
- 委員会活動、理事会等の運営に関する連絡および事務局への問い合わせ対応
- 会員ニーズの把握、サービス向上のための調査・分析
- その他、定款に定める事業の遂行に必要な範囲

(適正な取得)

第5条 本会は、入会申込書、大会・講演会への参加登録、アンケート等を通じて、適法かつ公正な手段により個人情報を取得し、あらかじめ利用目的を明示または公表する。

第3章 個人情報の管理

(安全管理措置)

第6条 本会は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失、毀損および不正アクセス等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じる。

2 会員名簿の管理は事務局が行い、その記載事項に異動があった場合は速やかに整理し、適切に管理するものとする。

(社員名簿の閲覧等)

第7条 (社員名簿の閲覧等)

本会は主たる事務所に社員（定款第6条第2項に定める正会員、助成会員及び名誉会員）名簿を備え置く。

2 本会の社員は、本会の営業時間内において、いつでも、社員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

3 前項の請求があった場合、本会は、当該請求が以下の各号のいずれかに該当するときを除き、これを拒むことができない。

(1) 請求者が、その権利の行使に関し、本会又は会員に著しい損害を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 請求者が、社員名簿の閲覧又は謄写によって得た情報を、営利を目的とする事業に利用するおそれがあるとき。

(3) 請求者が、社員名簿の閲覧又は謄写によって得た情報を、営利を目的とする事業に利用する第三者に提供するおそれがあるとき。

(4) 請求者が、過去2年以内において、社員名簿の閲覧又は謄写によって得た情報を、営利を目的とする事業に利用し、又は営利を目的とする事業に利用する第三者に提供した事実があるとき。

(5) 請求者が、本会の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。社員名簿の閲覧は原則として社員のみに行うものとする。

(従業者および委託先の監督)

第8条 個人情報管理責任者は個人情報を取り扱う事務局員および業務委託先に対し、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行う。

2 会誌の発送、会員管理システムの運用、大会運営など、事業遂行のために個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託先について厳正な調査を行い、適切な契約を締結する。

3. 個人情報を取り扱う者は、その業務を離れる場合、またはその任を解かれた場合、保有している個人情報（複製物を含む）を速やかに破棄、または管理責任者に返却しなければならない。

第4章 第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しない。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第5章 開示、訂正および利用停止

(開示・訂正等の請求)

第10条 本会は、本人から自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止または消去の請求があった場合には、本人確認を行った上で、法令の定めに従い速やかに対応する。

2 会員は、会員名簿記載事項について異動があったときは、速やかにその旨を本会に届け出なければならない。

第6章 管理体制

(管理責任者)

第11条 本会の個人情報管理責任者は会長とする。

2 個人情報の取り扱いに関する実務は事務局が担当する。

(お問い合わせ窓口)

第12条 本会の個人情報の取り扱いに関する意見、質問、開示等の請求に対する窓口は、事務局（株式会社ソウブン・ドットコム内）とする。

第7章 補則

(改廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2 本規則の改廃を行った場合は、社員総会に報告するものとする。

附則

本規則は、2026年2月1日から施行する。